

# わが国における動産・債権担保融資の現状と課題 —アセット・ベースト・レンディングを中心として—

村田 輝夫

## 目次

- I はじめに
- II わが国の企業向け融資の課題
- III わが国における ABL 活用推進政策の形成と展開
- IV わが国における ABL 融資の現状と課題
- V 今後の課題

## I はじめに

わが国の企業向け金融において、不動産担保と個人保証という従来の担保方法以外に、企業が保有する在庫商品等の資産を担保とする新たな融資手法が注目されている。アセット・ベースト・レンディング（Asset Based Lending、以下 ABL<sup>(1)</sup>という）と呼ばれるもので、企業が保有する在庫商品や機械設備、売掛債権など、当該企業の事業と密接に関連した資産を担保とする、わが国では比較的新しい融資手法である。担保法制からみると、ABL に供される資産の多くが「集合動産譲渡担保」ないし「集合債権譲渡担保」という非典型担保の対象とされるものである。

本稿では、わが国における ABL 法制検討の準備作業として、わが国の企業向け融資の課題を検討したうえで、わが国における ABL 政策の形成と展開やわが国における ABL 融資の現状と課題を概観し、新たな動向を踏まえて今後の課題を明らかにすることとしたい。

## II わが国の企業向け融資の課題

わが国の企業向け融資に対しては、バブル経済崩壊後の不良債権問題等の影響による不動産市況の低迷や不況による企業の業績悪化により、以下のような課題が指摘されている<sup>(2)</sup>。

すなわち、従来の融資は不動産担保や経営者の個人保証に過度に依存しておりこの是正を図るべきこと、企業のライフサイクルに応じた柔軟な資金供給の必要性に対応すべきこと、及び、中小企業の売掛債権の資金化ニーズの必要性に対応すべきことである。

### 1. 不動産担保や個人保証への過度な依存からの是正

従来、金融機関は抵当権に代表される不動産担保を多用してきたし、現在でも不動産担保は効果的な担保方法であることに変わりはない。不動産担保においては、権利関係が登記制度により公示されていること、債権者は担保権実行時に目的物を処分できれば十分だから債務者に目的物の使用・収益を委ねながら管理することができること、担保権実行においても競売制度が整備され換価処分も容易であること、及び、不動産鑑定士などの目的物の評価に従事する専門職が存在すること等の理由による。

しかし、不動産担保に偏重した融資手法では、不動産市況の低迷局面では、企業業績が改善していても、金融機関は融資に慎重とならざるを得ないし、新興企業など担保不動産の乏しい企業では資金調達自体が困難になりかねない。

また、企業経営者等の個人保証は、不動産

担保余力の小さい企業や新興企業への融資機会を広げるための有効な担保手法であるが、他方において、企業業績が悪化すれば個人資産に影響を及ぼす可能性があることから、とりわけ事業再生に向けた抜本的な決断が躊躇される問題がある。

なお、個人保証については法改正を含めた検討<sup>(3)</sup>が行われているが、2013年5月2日に公表された「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」<sup>(4)</sup>において、保証・担保に過度に依存しない新しい融資慣行や方法等の検討が課題となり、「停止条件付保証契約」<sup>(5)</sup>のほか、「ABL等の個人保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実」が検討されている。

したがって、企業、とりわけ中小企業を対象とした融資においては、不動産担保や個人保証への過度な依存からの是正を図ることが重要な課題である。

## 2. 企業のライフサイクルに応じた資金供給の必要性

企業対象の融資においては、創業期や事業転換期、事業再生期などは資金調達が困難になる場合が多いであろう。このような局面では、貸し手たる金融機関としても当該企業の将来性に対する判断が容易でないからである。企業の資金調達の必要度等は、いわば企業のライフサイクルによって変動が生じる。

特に、企業の創業期では、一般に、企業資産に占める不動産の割合が低く、売掛金の割合が高い傾向がみられる。また、企業の業種によっても特性が異なる。例えば、情報通信業では、創業当初の固定資産保有額は小さいが、売掛金の保有割合が大きく、一定期間後の売上高の伸び率が高いというような事情があるが、医療・福祉業は、創業当初から一定の設備投資を必要としているというような具合である<sup>(6)</sup>。

そうすると、例えば、売掛金の保有割合の

高い創業期の情報通信業では、売掛債権を担保とした与信によって運転資金の融資を受ける必要性が高いことになろう。

## 3. 中小企業の売掛債権の資金化ニーズの必要性

一般に、中小企業では、大企業と比べ資金繰りのタイトなところが多い。その背景としては、①企業収益の低迷、②不動産担保の不足、及び、③企業間信用のバランスの変化が指摘されている<sup>(7)</sup>。

①については、リーマン・ショック以降、企業収益が低下し半数近くが赤字となっていることがその要因である。

また、②については、大企業と異なり、社債・CP発行などの市場からの資金調達手段を持たない中小企業では、不動産を担保とする銀行借入が資金調達の中核であるが、不動産の乏しい企業は担保不足により、必要な借入れができない状態となっていることが原因である。また、不動産を担保に供している場合でも、不動産の価格低下によって担保不足を来していることも多いと思われる。

さらに、③については、手形の利用低下によって、売掛金の企業間信用に占める割合が大きく上昇している事情がある。元来、わが国における企業間信用においては、手形が、銀行等による割引によって、比較的資金化の容易な手段であったところ、大企業による手形レス化の進展によって手形の占める割合が大幅に低下したのである。このため、わが国では、企業の金融資産に対する企業間信用の割合は27%（アメリカは8%、それぞれ2009年末）に達しており、企業の資金繰りにおける企業間信用の影響が大きい<sup>(8)</sup>。

とりわけ、中小企業の企業間信用の動向については、1990年代以降、売上債権残高（売掛金＋受取手形）が横ばいで推移する中、仕入債務残高（買掛金＋支払手形）が減少する傾向が続いており、企業間信用のバランス

は、2000年代以降、売上債権超幅（売上債権と仕入債務の差額）が拡大する傾向にあるとされる<sup>(9)</sup>。要するに、売上債権残高（売掛金＋受取手形）が仕入債務残高（買掛金＋支払手形）を大幅に超過する状態が続いており、売掛金の回収ができないとか、受取手形のサイト（振出日から支払期日までの期間）が支払手形より長いとかの事情によって企業の資金繰りが悪化する可能性があるのである。もっとも、不動産価格が右肩上がりでも上昇していた時期であれば、不動産担保にも余力が生まれるから、結果として運転資金にも「流用」され、資金繰りの問題が表面化しなかったものと思われるが、不動産価格が低迷する状況ではそのような「流用」も期待できない。

#### 4. 小括

以上のような背景から、「中小企業が直面している資金繰り制約を緩和するためには、売掛債権や動産を担保として活用することが有効」とされるところであり、その対応策として、企業が保有する在庫商品等の動産や売掛債権等、当該企業の事業と密接に関連した資産を担保とするABLの活用や、従来の手形や売掛金に代わる新たな金銭債権である電子記録債権<sup>(10)</sup>の活用が求められている。

### Ⅲ わが国におけるABL活用推進政策の形成と展開

ABLをめぐる取組みに関しては、企業向け融資におけるその比重が20%に達するといわれるアメリカでは、ABLにかかわる民間セクターが収益機会を追求するなかで、ABLが生まれた<sup>(11)</sup>といわれるが、アメリカとは全く対照的に、わが国におけるABLの取組みは、2003年12月に、産業金融機能強化関係閣僚等による会合において取りまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策」<sup>(12)</sup>にしたがって、いわば政府主導で進められた経緯がある。

以下、わが国におけるABL活用推進をめぐる政策形成の推移、動産譲渡登記の創設（「特例法」改正）等、及び、ABL協会の役割を概観する。

#### 1. わが国におけるABL活用推進をめぐる政策形成の推移

##### (1) 内閣官房ほか「経済活性化のための産業金融機能強化策」

2003（平成15）年12月24日、閣議後の官邸において、産業金融機能強化関係閣僚等による会合が開催され、上記の「経済活性化のための産業金融機能強化策」（以下、「強化策」という）が取りまとめられた。これは、中小企業向けを中心に、産業金融機能を抜本的に強化するため、産業金融をいかに多様化していくかについて、関係省庁等（内閣官房、内閣府、金融庁、法務省、財務省、経済産業省、日本銀行）の間で検討した結果とされている<sup>(13)</sup>。この「強化策」をいわば「大方針」として、それをそれぞれ具体化するために、関係各省等において政策形成がなされることになる。

上記の「強化策」では、ABLの活用推進に関して、「中小企業金融を中心とした過度の不動産担保や人的保証への依存から脱却するため、資金の出し手、取り手双方において、リスクへの対応を多様化する」ことを「基本的方向」の中に掲げている。さらに、その「各論」部分では、「リスクへの対応の多様化－担保・保証に過度に依存しない資金調達－」にかかわる「不動産担保によらない担保制度の整備と人的保証の適正化」については、「法務省において検討中の担保制度（動産譲渡の公示制度等）について、関係省庁も協力して、早期の実現と活用促進を図るとともに、人的保証の合理化・適正化についても検討を進める」ものとされた。具体的には、以下のような方針が打ち出された。

##### ① 換金性の高い在庫品を保有する事業

者（小売業、卸売業、製造業等）や不動産を保有しない再生企業が、在庫等を担保として資金を調達することが円滑に行えるように、動産譲渡の公示制度の整備を図る。

- ② 住宅会社、カード会社等が将来契約する顧客の売掛債権を担保として融資を受ける際、債権譲渡の公示を可能とする制度の整備を図る。
- ③ こうした担保の実効性を高めるための公示制度（動産譲渡の公示制度等）の整備により、事業を構成する財産全て（不動産、動産、売掛債権等）に确实かつ簡便に担保を設定することを可能とし、プロジェクトファイナンス（個別事業の収益性に着目した融資）の円滑化を図る。
- ④ 円滑な金融を阻害しないよう留意しつつ、個人保証（特に根保証）の在り方について、融資の際の実務運用の適正化のみならず、法的措置をも含め必要な見直しを行う。
- ⑤ 動産を担保として評価する仕組みや、融資先企業の経営財務状況を融資条件に継続的に反映する仕組みなどの導入を政策的に支援する。
- ⑥ 資金調達における売掛債権の活用を進めるため、譲渡禁止特約解除について経営者団体・産業界へ再度の協力要請を行うなどのキャンペーンを実施していく。

なお、このほか、上記「強化策」の「リレーションシップバンキングにおける新しい中小企業金融への取組」の部分では、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、(中略) 地域・中小企業金融の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るものとされた。このうち、中小企業金融に関しては、貸出後

の業況把握の徹底、財務制限条項や信用格付モデルの活用等により、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るものとされた。

以上のように、上記「強化策」では、中小企業金融における様々な問題点を是正するための具体的な提案を含む基本方向が打ち出され、これにしたがって、その後各種の政策が形成されることになる。

#### (2) 経済産業省「産業構造審議会・産業金融部会中間報告」

2004（平成16）年6月25日、経済産業省は、「産業構造審議会産業金融部会中間報告－金融サービスの高度化とリスクマネーの供給拡大に向けて－」を公表した。同省の産業構造審議会産業金融部会が、金融サービスの高度化とリスクマネーの供給拡大の観点から、企業金融の現状と課題、政策のあり方等について分析・検討を実施し、その結果を取りまとめたものである。

同報告では、「事業性を評価する新しい信用創造機能の創出に向けた方策」について、産業金融機能を強化するため、「不動産担保や個人保証に過度に依存した状況から脱却し、リスクを的確に評価・管理する融資の促進が必要である」こと、また、「債権や動産等の事業に直結する資産の評価・管理を基盤とした与信や、借り手企業の財務状況を継続的にモニタリングする融資慣行形成などを通じ、事業性を評価する信用創造機能の強化が期待される」として、具体的な制度改正等については、以下の提言を行っている。

- ①（債権や動産の有効活用を促進するため）動産譲渡公示制度を創設し、多様な金融手法で利用可能とする積極的な制度とすべきである。
- ② 債務者不特定の将来債権も対象とする債権譲渡公示制度の拡充が必要であ

る。

- ③ 電子債権の法的安定性を高める「電子債権法（仮称）」の整備等の制度整備を進めることが重要である。
- ④（こうした制度の活用促進のために）動産や債権をリアルタイムで評価し適切に処分する「資産評価・処分サービス」との連携が不可欠であり、その新産業としての確立のため政策金融機関が率先活用するなどの政策支援を展開するべきである。
- ⑤ 債権や動産の活用について産業界等に対する普及啓発に取り組むべきである。

(3) 金融庁「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」

2005（平成17）年3月29日、金融庁は、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」を公表し、その一環として、各金融機関宛に、「担保・保証に過度に依存しない融資の推進等」を要請したものである。すなわち、各金融機関に対し、「事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化すると」こと、また、「民法の一部を改正する法律」（平成16年法律第147号）の施行を踏まえ、「既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なもの」としないよう、それぞれ要請したものである。そして、「不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充」についての「具体的取組み事例」の一つとして、「事業価値に着目した知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資等の活用」が挙げられているが、知的財産権を担保としたものを含め、ABLの活用を推進するよう、各金融機関に対し要請したものである。

このほか、金融庁は、地域密着型金融の推進については、2007（平成19）年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」<sup>(14)</sup>を改正し、通常の監督行政の恒久的な枠組みとして位置付けるとともに、地域密着型金融を促進させ、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用協同組合）においても、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みが行われてきている。金融庁においても、各年度顕彰事例を中心に『地域密着型金融に関する取組み事例集』を公表している。

例えば、2010（平成22）年4月公表の同事例集では、「平成21年度顕彰事例」を中心に公表しているが、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法」においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資として13事例を紹介している。このうち、地元の海産物卸会社が、商品仕入れに柔軟に対応できる機動的な資金調達手段を必要としていたところ、同社の在庫商品（海産物）に対して動産譲渡登記を行い、融資枠を設定して顧客ニーズに対応した取組み（神奈川銀行）等の5事例がABL関連である。

(4) 金融庁「金融検査マニュアル」改訂

従来は、金融機関における担保としての動産の取り扱いが不明確であり、そのことが、金融機関のABLへの取組みを消極的にさせる大きな要因となっていた。そこで、金融庁は、2007年2月に「金融検査マニュアル」の改訂<sup>(15)</sup>を行い、以下のような要件を備えた動産を「一般担保」として認定し、動産担保による銀行監督上の信用リスクの削減効果を不動産なみに認めたものであり、実務上その意義は非常に大きいというべきである。

すなわち、動産を担保とする場合は、「対抗要件が適切に具備されていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングされ

ていること、客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する」ものとされた。

(5) 経済産業省「ABL(Asset Based Lending)研究会報告書」他

中堅・中小企業の資金調達とは、これまでその多くを不動産や経営者の個人保証による信用補完によっていたところ、1990年代には、バブル経済崩壊により、長期にわたる金融機関の資金供給機能の低下、不良債権問題の深刻化、景気低迷の長期化が続いた。そして、1990年代後半には、金融システム不安と「貸し渋り」と評される中堅・中小企業金融の滞りが発生するとともに、企業倒産が増加した。

このような状況に対応するために、経済産業省は、2003（平成15）年1月、資金調達の多様化やそれに伴う担保法制の検討を目的とした『企業法制研究会（担保制度研究会）』<sup>(16)</sup>において、不動産担保から事業の収益性に着目した資金調達手法への転換を提言しており、とりわけ企業が保有する在庫や債権等の事業収益資産を担保として資金調達で活用できるよう、対抗要件の具備に関する公示制度の提言を行ってきたとされる。

これらの作業を前提として、同省は、これまで担保として活用されてこなかった、企業が保有する在庫や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であるABL（Asset Based Lending）に注目し、「ABL研究会」を平成17年9月に設置した。同研究会において、企業の資金調達の現状からみたABLの必要性等について検討を行い、2006（平成18）年3月に「ABL(Asset Based Lending)

研究会報告書」<sup>(17)</sup>として取りまとめたものである。

同報告書は、その第3章「ABLの取り組みとその成果（モデル事業の成果）」において、4つのモデル事業をあわせて実施し、その成果を検証している。その上で、ABLの普及促進の課題等を検討したものである。同報告書は、以下のような一連のABLについての検討作業の出発点ともいえるべき資料と評価しうるものである。なお、同報告書には、ABLの普及を目的としたテキスト<sup>(18)</sup>も付属しており、金融機関等における研修にも役立つ内容となっている。

この後においても、2008（平成20）年4月30日には、経済産業政策局産業資金課「動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書<sup>(19)</sup>が公表された。ABLの普及に際して課題となっているインフラ等を洗い出し、そのフィージビリティに関する調査研究を実施したものである。なお、同報告書にあわせて「ガイドライン編」<sup>(20)</sup>がまとめられている。さらに、2009（平成21）年3月には、経済産業省平成20年度ABLインフラ整備調査委託事業として、経済産業政策局産業資金課「ABLの普及・活用に関する調査研究」報告書<sup>(21)</sup>が公表され、同報告書には、「ABLのご案内」という借り手向けの分かり易いテキスト（パンフレット）が付されている。また、2010（平成22）年3月には、平成21年度経済産業省ABLインフラ整備調査委託事業として、「ABLの普及・活用に関する調査研究」報告書<sup>(22)</sup>が公表され、同報告書には、アメリカを含むアンケート調査等の結果が含まれている。

なお、経済産業省の管轄ではないが、近年、冷凍マグロや家畜等を担保とした特徴的なABLの取り組みがみられるのが農林水産省のケースである<sup>(23)</sup>。

## 2. 動産譲渡登記の創設（「特例法」改正）等

以上のように、政府主導においてABL活用推進にかかわる政策展開が次々となされていったが、ABLが動産や債権担保融資の制度である以上、各政策において触れられていた関連する法改正が必須となった。とりわけ、ネックになったのは、在庫等の動産を譲渡担保に取ったときの公示制度が存在しないことであった。

民法上、動産譲渡の第三者対抗要件は動産の「引渡し」（民法第178条）である。動産譲渡担保では、譲渡後も譲渡担保設定者がその動産の使用を継続するため、借り手が以後譲渡担保権者のために占有する意思を表示する行為（「占有改定」）をもって「引渡し」と同等の効力を認めている。集合動産を譲渡担保に供したときの対抗要件も「占有改定」（同第183条）で足りるとされている<sup>(24)</sup>。そうすると、「占有改定」による対抗要件を具備していても、譲渡担保設定者が当該動産の使用を継続するため、事情を知らない第三者が当該動産に譲渡担保権の設定を受けてしまい、紛争が生じるリスクがあった。

この問題に対しては、2005（平成17）年10月に、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、動産譲渡に対する公示制度（動産譲渡登記）が創設された。これによって、企業がその保有する動産や債権を活用して資金調達する途が開かれた<sup>(25)</sup>。

さらに、同法改正時に、債務者が特定していない将来債権の譲渡についても、登記によって第三者に対する対抗要件を備えることが可能となった。これは、それ以前には、譲渡される債権の債務者名が旧特例法5条1項6号によって必要的記載事項になっていたところ、債務者名を外した（新法8条2項4号）こと、及び、将来債権譲渡の場合には債権総

額を登記事項としないこと（新法8条2項3号）による。将来債権の譲渡を含む債権流動化を考えた場合、発生する可能性はあるが第三債務者不特定の債権も譲渡したいという要請が実務界に強かったことに対応したものである<sup>(26)</sup>。

なお、債権譲渡・動産譲渡に共通して、風評被害への配慮から、商業登記簿に譲渡の概略を記載する制度は廃止し、新たに動産譲渡登記事項概要ファイル・債権譲渡登記事項概要ファイルを作成して閲覧に供することとされた<sup>(27)</sup>。

このほか、前述の経済産業省「産業構造審議会・産業金融部会中間報告」において提言されていた電子債権制度については、2007（平成19）年6月20日に「電子記録債権法」が成立し、同月27日に公布された。施行は2008（平成20）年12月1日である。電子記録債権が指名債権を代替する担保手段として活用されるようになれば、ABLの進展にも大いに寄与するものと考えられている。電子記録債権の可視性の高さと確実性は、それを担保に融資する金融機関にとって大きなメリットであり、ABLの基本的な要素である継続的なモニタリングをより容易にするという利点もある<sup>(28)</sup>。

## 3. ABL協会の役割

また、2007（平成19）年6月29日に、経済産業省等の呼びかけによって、金融機関を含む幅広い事業者等が参画してABL協会が設立された。同協会は、設立目的として、「アセットを活用したファイナンス（以下、『ABL』という。）にかかわる事業者等を既存の業界の枠組みを超え横断的に結集し、ABLの実務及び研究に携わる者の広範なネットワークを構築することにより、ABLに関する市場の健全な発展に資するとともに、ABL関連商品の社会的信用の確保及び債務者の保護等に寄与することを目的とする」を挙げ、

さらに、事業の内容としては「ABLに関する調査及び研究」他を行うものとされている。同協会の会員数（2013年4月1日現在）は、法人・団体が49、個人が17となっている<sup>(29)</sup>。

ABL協会の役割としては、ABLの推進・普及、ABL業務を実施する金融機関とABL業務を支える事業者とのマッチング機能、及び、ABL法制等に関する提言機能が挙げられている<sup>(30)</sup>。同協会は、ABLにかかわる事業者や金融機関等を結集しており、「ABLニューズレター」<sup>(31)</sup>を刊行するほか、活発な研究活動を進めている。ABL事業を推進する際の実務上の問題点を集約して提言するなど、同協会の担うべき役割は大きいものと思われる。

#### 4. 小括

わが国においては、2003年の「経済活性化のための産業金融機能強化策」の「大方針」にしたがって、産業経済省、金融庁、農林水産省等において、ABL推進に向けた政策形成が短期間のうちに進められ、ABL活用推進に関連する法改正もかなり行われたと評価できる<sup>(32)</sup>。このほか、各都道府県の信用保証協会では、2007年より、中小企業が保有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資の保証を行う「流動資産担保融資保証制度」<sup>(33)</sup>を導入しており、地域金融におけるABL融資を側面から支える機能を果たしている。

もちろん、2004年の経済産業省「産業構造審議会・産業金融部会中間報告」で提言されているような動産等の評価・処分にかかわる「資産評価・処分サービス」が新産業として確立されるかどうかは今後の問題である。この点については、例えば、商品在庫である動産に対しての換価処分の適切かつタイムリーな実施が可能かどうかは、担保権としての有効性に直結する（この点がクリアできないと金融機関としてはリスクが高くABL融資を

利用しにくい）から、そのような動産の鑑定・評価のマーケットの形成を待つ必要がある。また、これらの諸政策が結実するには、電子記録債権法がいわば産業インフラとして機能するような段階に至ることも必要になるとと思われる。このほか、債権譲渡における譲渡禁止特約解除の問題<sup>(34)</sup>も検討課題であろう。

#### IV わが国におけるABL融資の現状と課題

わが国におけるABL活用推進政策については、前述のように、短期間において整備されてきたし、最近においても、日本銀行は、2012年3月13日に「当面の金融政策運営および成長基盤強化支援の拡充等について」を公表し、その中で、ABL活用推進関連融資として5,000億円の貸付枠を設けて、バックファイナンスを実施することとした<sup>(35)</sup>ように、その取り組みは継続されている。このようにABL活用推進政策の方向性は明確である。

それでは、わが国におけるABL融資の現状はどうなっているのか、また課題は何かについて検討することとしたい。

##### 1. わが国におけるABL融資の現状

###### (1) ABLの仕組み<sup>(36)</sup>

ABLにおいて担保とする資産は、工業製品・原材料、商品在庫、農畜産物等や売掛債権である。これに、機械設備といった資産も加味される場合がある。ABLの特徴は、このような企業に収益を産み出す事業資産を担保とし、その変動する担保価値を金融機関において適切に把握（モニタリング）しながら信用補完に利用する点にあるといわれる。

ABLにおいては、貸し手たる金融機関は、融資実行時の担保評価だけでなく、その後においても、営業活動の結果として生じる担保目的物の増減等を継続的に確認（モニタリング）する必要がある。さらに、借り手たる企業も、担保目的物に関するデータ提供や実地



確認など、金融機関のモニタリングに協力する必要がある。

本来、担保物の価値を維持する義務は債務者たる借り手企業にあり、他方において、債権者たる貸し手金融機関は債務者に対して担保物の価値を維持すべきことを請求しうることになる。ところが、ABLにおけるモニタリングでは、担保物の価値の増減等を継続的に確認するのは金融機関側であり、これに借り手企業が協力するという図式になる。

わが国における ABL 融資のモデル事例を多く生み出している「商工中金」の実施ケースについて、同社公表の図を参考に「ABL のスキーム図」を作成した<sup>(37)</sup>。後述の「リレーションシップ強化型」の代表的なモデルといえよう。同社では、商品在庫等の動産（集合動産譲渡担保設定）→売掛金（集合債権譲渡担保設定）→流動預金（質権設定または管理口座指定）というように、企業の事業活動に伴って回転・流動する資産を一括して担保化するという手法によっている。

同社のスキーム図から、ABL によって流

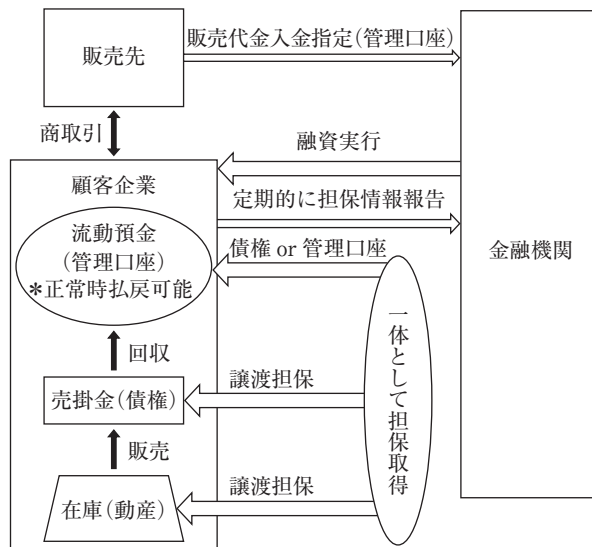
動動産等を一括担保化することによって、融資にともなう金銭消費貸借契約の締結は当然として、動産譲渡担保設定、債権譲渡担保設定、預金への質権設定等、及び、融資先企業の取引先に対する振込指定等の包括的な担保権設定がなされる。

## (2) ABL の利用目的

貸し手金融機関が ABL を利用する目的は、二つのタイプに分けられる<sup>(38)</sup>。まず、第一のタイプは、貸し手金融機関が担保の保全強化を目的として設定する場合（「担保保全強化型」とする）である。すなわち、不動産担保や保証など通常の担保の範囲では貸出を増やすことが難しいケースにおいて、「事業資産が産み出すキャッシュフローによる返済能力よりも、返済不能時の事業の処分を前提に担保価値そのものを重視する」考え方である。このタイプにおいては、「法的整理や私的整理により再建途上にある企業に対する融資（いわゆる DIP ファイナンス<sup>(39)</sup>）のツールとして利用されることも多い」といわれる。

第二のタイプは、貸し手金融機関におい

ABL のスキーム図



※中村廉平「商工中金のスキーム」事業再生研究機構編『ABL の理論と実務』（商事法務、2007年）114頁を参考に作成

て、借り手企業に対する継続的なモニタリングによって、当該企業とのリレーションシップ強化を主な目的とする場合（「リレーションシップ強化型」とする）である。返済不能時の事業の処分というよりは、むしろ事業の継続を前提に、事業資産から産み出されるキャッシュフローに着目した融資を重視する考え方である。金融庁の「地域密型金融」の推進にみられるように、このタイプのABLは、地域の主要産業や成長企業等との関係強化を実現する手段として、地域金融機関のリレーションシップバンキングにも活用されている。

実際のABL融資は多様であって、「担保保全強化型」と「リレーションシップ強化型」をそれぞれ対極として、その中間に位置するものも多いと思われる。

### (3) ABLの利点・問題点

ABLには、不動産担保や個人保証によっていた従来型融資と比べると、次のような利点があるといわれる<sup>(40)</sup>。

まず、企業側としては、その創業期や事業の拡大・転換期等の従来型融資では資金調達が難しい局面であっても、各種の資産を担保とした融資を受けられる可能性があることである。また、継続的なモニタリングを通じて、金融機関との関係が密接となることにより、金融機関から、営業上の助言や、緊急時における金融支援を受け易くなる。

また、金融機関側にとっては、在庫や売掛債権等の担保化により、貸倒れリスクを軽減できるから、従来であれば融資が困難と考えられた企業を含め、貸出余地が増大することである。また、継続的なモニタリングによって、事業資産が産み出すキャッシュフローを捕捉し、的確に評価することが不可欠となるから、ABLの活用は、金融機関の「目利き」力の向上に資するものと期待される。

他方、「担保保全強化型」のケースに針が振れると、ABLは実質的には単なる「添え

担保」としてしか機能しないという懸念がある。ABLの利点の源泉が一転して問題点を生じる可能性も否定できない。企業側としては、継続的なモニタリングを通じて、金融機関との関係を密接にしたがために、企業の経営判断の自由が制約される恐れがあり、また、緊急時には、在庫や売掛債権等を含め丸ごと押さえられる危険がないとはいえない。ABLによって新たな資金が供給されても、一部の強い債権者への弁済のための肩代わり資金でしかないという場合には、新たな資金供給の意味がない（保全強化だけが残る）。とりわけ、会社更生・民事再生手続を射程に入れた場合、将来債権譲渡担保は、企業の将来キャッシュフロー・将来の収益力を担保として捕捉するものであるから、会社更生法・民事再生法の基本構造に衝突するとの指摘<sup>(41)</sup>がある。

### (4) わが国におけるABL融資の概要

わが国のABLによる企業向け融資はまだ始まったばかりであり、その規模（残高）は2008年から2009年にかけて4,000億円程度まで増加したが、その後減少して、3,324億円程度（2011年度）と推計<sup>(42)</sup>されている。この減少は、リーマン・ショック後の企業の資金需要の高まりが一巡して貸出市場全体が縮小したことと軌を一にしているとされ、2008年に導入された緊急保証制度がABL融資の一部を代替した可能性もあるとされている<sup>(43)</sup>。金融機関による企業向け融資におけるABLの比重は0.1%程度にとどまる<sup>(44)</sup>。

もっとも、ABLを取り扱う金融機関は着実に増加している<sup>(45)</sup>。2009年度以降は、取扱実績のある金融機関は50%を超えており、業態別の実施率をみると、地方銀行が98%、第二地方銀行が83%、都市銀行・信託銀行が56%である。地域別の取り組み実績でも、地方での利用が多く、良質な生産財を有する企業や地方の基幹産業である農林水産業者向けにABLが活用されていることが窺われる。

次に、融資先企業を業種別にみると、相対的に在庫を多く抱えているとみられる製造業、小売業、卸売業の割合が高い結果となっている<sup>(46)</sup>。また、融資先の信用状況を金融機関内部の債務者区分でみると、正常先の割合より、要注意先以下の先の割合がやや多いとされており、ABLが相対的に信用力の低い融資先の信用補完やDIPファイナンスにも活用されていることが示唆される。

なお、担保に供されている動産は、工作・建設機械など設備、機器のほか、鉄・非鉄・貴金属、冷凍水産物、家畜等の原材料、食品や衣料品等の製品・商品など、多岐に亘っている<sup>(47)</sup>。

##### 5. わが国における ABL 融資のモデル事例

わが国では、「商工中金」のABL融資に対する取り組みが「リレーションシップ強化型」としては代表的なものの一つであろう。同社におけるモデル事例が参考となると思われるので、いくつか紹介することとする<sup>(48)</sup>。

同社が、「ABLによる資金調達ニーズへの取組み」として2007年1月31日から2013年3月15日までに実施した新規ABL融資の実施例として同社ホームページで公表しているものは25件あり、2013年が1件、2012年が1件、2011年が3件、2010年が0件、2009年2件が、2008年が9件、2007年が9件となっている。担保設定した目的物は、「紅ズワイガニ」、「ステンレス・チタン高度加工（製品）」、「おかき」、「スプーン、ゆば製品」、「ワイン」、「醤油」、「大島つむぎ」、「水稲用育苗土」、「楽器」、「冷凍イカ他」、「亜鉛他（製品）」、「日本酒」、「食料品」、「無添加ハム・ソーセージ」、「骨材」、「缶詰」、「果汁」、「運賃」、「昆布」、「鋼材加工技術（製品）」、「養豚」、「広島菜」、「自動車リース債権」、「ケーシング管製造技術」、「銅製品」とされており、食品関係のものが多いが、担保設定企業の事業に伴うキャッシュフローを一括して担保化しよう

とする融資手法を採用しなければ、従来の手法では資金調達が困難であったケースもあると思われる。

この実施例のうち、「昆布」を対象としたケース<sup>(49)</sup>では、新製品の開発に必要な資金調達を検討していた海産物加工卸売業者A社が、メインバンクである甲銀行と商工中金から、在庫・売掛金・流動預金を一体として担保に供するとともに、一定の極度融資枠を設定するスキーム（流動資産一体担保型融資）について紹介を受け、2005年10月に両金融機関が、それぞれ極度額2,500万円のシンジケート・ローンを組成したものである。本件では、融資にコベナンツ（特約条項）を付することで、債務者の経営状態の変化を早期に把握し、業況悪化の際にも早期再生を図り、事業継続を前提とした回収が意図されたとされている。また、代表者が誠実に事業遂行し、借入金の返済に努力していると認められる限り、同社の事業及び財務内容が結果的に悪化しても連帯保証責任を負わせない（いわゆる停止条件付連帯保証）とされている。本件は、わが国で初めて、動産譲渡登記制度を活用した事例とされており、融資を受けた企業からも、資金調達の裾野が広がったと評価されたといわれる。

また、「ブランド豚」のケースでは<sup>(50)</sup>、「商工中金」は、養豚業者であるB社及びC社に対して、独自のブランド豚を担保として、極度額2億円の融資枠を設定した。本件は、養豚場内の肥育豚約1万頭を担保とするという点で、畜産分野における先駆的な事例といわれている。本件の肥育豚は、個別の豚の耳にICタグが付けられ、個体識別管理がなされており、融資先会社は、養豚業界では画期的なICタグによる管理を行うことにより、「生産情報公表豚肉」JAS規格への対応のほか、きめ細かな在庫管理と生産性向上が実現されたものとされている。

## 2. わが国における ABL 融資の課題

### (1) 担保物管理

ABLにおいては、借り手企業の担保動産等の増減や評価額をタイムリーに金融機関が把握すること（モニタリング）が不可欠である。この結果、金融機関側には、融資先企業の担保物を管理するための管理システムを構築し、実地での担保物確認が必要となる。実務担当者にも相応の能力（目利き）が求められる。他方、借り手企業側にも、在庫管理や金融機関への報告などの負担が発生する。貸し手・借り手双方にこれらの負担（コスト）が発生する。

なお、不動産担保とは異なり、とりわけ動産担保の場合には、製・商品在庫や農畜産物、機械設備等多岐にわたる担保動産の評価・処分を金融機関単独で実施することは困難であり、このような業務を担う専門業者を育成し、動産処分マーケットを整備することが重要な課題となる。

また、前述の「ブランド豚」のABL融資で採用されたICタグを活用した個体識別方法は、担保物管理では、モデルケースと評価できよう。IT化という点では、ABLの対象である売掛金債権を電子記録債権として活用するほかに、動産担保物についても、ICタグを活用した個体識別を活用することで、ABLにおけるモニタリングの精度を向上させることが期待される。

### (2) 「一般担保」扱い

担保物管理に関連して、金融機関においては、担保による信用リスクの削減効果をどの程度見込めるかが大きな問題とされている。この問題に関しては、前述のように、2007年には、「金融検査マニュアル」の改訂によって、適切な管理がなされている動産・債権担保については、「一般担保」として認められることが明確となり、金融機関監督上は対応策が取られたところである。にもかかわら

ず、経済産業省の調査によれば、動産担保を実質的に無担保と等しい「添え担保」扱いとする融資先が42%を占め、引当金の計上等にかかる財務上のメリットを享受できる「一般担保」扱いとする融資先は11%に止まっており、金融実務が対応できていないのである。融資先を含め担保物を適切に管理し「金融検査マニュアル」で示された基準をクリアすることが現実問題として容易ではないということだろうと思われる。

## 3. 小括

わが国では、政府主導で企業向けABL活用推進政策が短期間で進展し、先進的な金融機関においても、「リレーションシップ強化型」のABL融資モデル事例が蓄積されつつあるが、企業向け融資におけるABLの比重が0.1%程度にとどまっていることや動産担保を「添え担保」扱いとする融資先が42%を占めるなど、ABL融資が十分活用されているとはいいがたい。また、ABL融資モデル事例に対する先進事例においても、その後の検証は必ずしも明確ではない。担保権である以上、融資先が破綻すれば、担保目的物を換価処分しなければならないが、資産の鑑定・評価が容易でないほかに、担保権実行における問題も多い。「担保保全強化型」のケースに針が振れると、在庫や売掛債権等を含め丸ごと押さえられる危険もありうる。

## V 今後の課題

まず、2013年3月末で、「中小企業金融円滑化法」<sup>(51)</sup>の適用も期限切れとなったが、その後の受け皿と期待されたABL融資の実施もそれほど進捗していない模様である。「リレーションシップ強化型」のABL融資モデル事例の蓄積が期待される場所であるが、既に一定数のABL融資実施事例が存在するわけであり、その検証を行うことが課題となるだろう。

次に、ABLにおいては、これまでの担保は、回収、清算のための担保であり、「終わらせる担保」であったが、「生かす担保」へと担保概念の発想の転換を主張する見解<sup>(52)</sup>が有力である。この見解は、「喫緊の課題は、中小企業を存続させるための運転資金の供給をどう図るか」であるとし、「企業がつぶれずに事業を継続していれば、担保対象たる売掛金や在庫は次々に生まれてくる」から、「そのサイクルの中で、融資者側に想定外のリスクをもたらさないだけの担保が設定されればよい」と主張する。また、同見解は、「債務者の『事業の継続』を前提として、『(基本的に)実行を考えていない担保』が新しい担保として理解されるべき」であるとする。もっとも、同見解にも「それらの担保が債務者のデフォルト時にどう機能するのか(あるいは全体のスキームがどう後始末されるのか)について等閑視してよいわけではない」という留保がある。この見解に対しては、「資産の流動と新陳代謝の継続をできる限り貫徹し、その流動性の維持において各債権者間の利害の対立を調整しようとするもの」と理解しながら、「債務者のキャッシュフロー全体を把握している担保権者が優位に立つことは、当然の帰結である。いかに当初『生かす担保』として設計・合意された枠組みであっても、いざというときに債務者に市場からの退場を命じる審判の剣として作用するという二面性を看過すべきではない」とする指摘<sup>(53)</sup>がある。これらの問題については、債務者のデフォルト時にどう機能するのか、倒産法も視野に入れて検討すべき重要な担保法上の課題として残されている。

また、ABL融資におけるモニタリングについて、担保価値維持義務<sup>(54)</sup>の観点からのアプローチ<sup>(55)</sup>が示唆的である。この見解は、在庫担保の効力についての平時・保全・実行の3段階モデルとして理解するというような意欲的な提言を行っており、貴重な検討作業

というべきである。

なお、ABL融資に関係して、集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保については、それぞれ、重要な最高裁判例<sup>(56)</sup>が出たところであり、その位置づけについても担保法上の課題となっている。

以上のように、ABLに関しては、担保法上の重要な検討課題が残されており、本稿での作業を踏まえて、別稿にて検討することとしたい。

#### 注

- (1) ABLについてはさしあたり以下の文献を参照。池田真朗『債権譲渡の発展と特例法：債権譲渡の研究第3巻』(弘文堂、2010年)320頁以下、同「ABLの展望と課題：そのあるべき発展形態と『生かす担保』論」NBL864号(2007年)21頁、同「『生かす担保論』後の展開と課題」NBL975号(2012年)32頁、同「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題：新しい担保概念の認知に向けて」『(伊藤進先生古稀記念論文集)担保制度の現代的展開』(日本評論社、2006年)275頁、小山泰史『流動財産担保論』(成文堂、2009年)8頁。同「ABLにおける担保目的財産の処分をめぐる法律関係の検討」私法73号(2011年)143頁。中村廉平「再建型法的倒産手続におけるABLの取扱いに関する考察：いわゆる「固定化」問題を中心として」NBL908号(2009年)29頁、同「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理：実務家の声を反映して」金融法務事情1927号(2011年)100頁、同「ABLの『生かす担保』概念と会社更生における担保評価〈金融商事の目〉」金融・商事判例1373号(2011年)1頁、同「ABL法制に対する実務ニーズと法制整備の方向性：『ABL法制に係る実務者向けアンケート結果』を踏まえて」NBL975号(2012年)42頁、森田修『債権回収法講義(第2版)』(有斐閣、2011年)142頁以下、同「動産譲渡公示制度」内田貴他編『民法の争点』(有斐閣、2007年)105頁、山口明『ABLの法律実務：実務対応のガイドブック』(日本評論社、2011年)、事業再生研究機構編『ABLの理論と実務』(商事法務、2007年)、金城亜紀

- 『事業会社のためのABL入門－動産・債権担保融資による新たな資金調達』（日本経済新聞出版社、2011年）、トゥルーバグループホールディングス（株）編『アセット・ベスト・レンディング入門－不動産担保に依存しない新しい中小企業金融手法』（きんざい、2005年）、同『アセット・ベスト・レンディングの理論と実務』（きんざい、2008年）、多胡秀人監修・久保田清・尾川宏豪『動産評価とリレーションシップバンキング』（きんざい、2011年）。
- (2) 日本銀行金融機構局「ABLの現状と一層の活用に向けて」日銀レビュー（2011年6月）1頁。
  - (3) 保証債務に関する平成16年民法改正において個人保証制度のあり方が見直されたほか、法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年2月26日）参照。
  - (4) 中小企業における個人保証等の在り方研究会「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」（中小企業庁・金融庁、2013年5月2日）参照。
  - (5) 債務者が債権者との間に締結する契約に定めるコベナンツ（特約条項）に反しない限り保証債務が発生しないとする保証契約をいう。
  - (6) 日本銀行金融機構局・前掲論文2頁。
  - (7) 代田豊一郎他「中小企業の資金繰りを巡る論点－ABLと電子記録債権による売掛金の活用－」、日銀レビュー（2011-J-6、2011年）1頁。
  - (8) 代田豊一郎他・前掲論文4頁。
  - (9) 代田豊一郎他・前掲論文4頁の図表5参照。
  - (10) 代田豊一郎他・前掲論文4頁。なお、債権譲渡や担保差入れにともなうコストやリスクを軽減する効果が期待されるのが、「電子記録債権法」（2008年施行）に基づき、売掛債権等の登録、その買取請求等を電子的に行う仕組みである。当初は大手金融機関が中心であったが、地域金融機関等も参加し、電子記録債権の登録・割引が徐々に利用され始めている。2012年には、全国銀行協会によって「でんさいネット」（<http://www.densai.net/>）が設立され、全国規模での利用拡大が見込まれている。これらの取り組みを通じ、売掛債権の譲渡や担保差入れが非常時におけるものではなく、通常のビジネスの一環として社会的に認知され、定着することが望まれるところである。このほか、中村廉平「アセット・ベスト・レンディング（ABL）の環境整備に向けて：電子記録債

権法制はABLの有効なツールになり得る〈金融商事の目〉」金融・商事判例1272号（2007年）1頁参照。

- (11) 金城亜紀・前掲書22頁。なお、金城亜紀・前掲書38頁以下によると、アメリカでは、1962年制定の統一商事法典（UCC:Uniform Commercial Code）第9編に動産や債権の担保取引についての包括的な規定が設けられたが、1980年代に企業の動産等の資産を清算して換価するリクイデーター（liquidator）といわれる専門業者がABLに取り組みようになり、1990年代にこれに大手銀行が加わって、大幅に拡大されたといわれる。なお、同法典については、角紀代恵『受取勘定債権担保金融の生成と発展』（有斐閣、2008年）が有意義である。なお、同書の付記（197頁以下）はABL金融を考えるうえで唆に富む。
  - (12) <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2003/1224sangyous.html> 参照。
  - (13) このほか、農林水産省においても、ABLの取組みが進められており、多くの実践例が生まれている。2007年11月30日「農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）促進等による地域経済活性化のための取組について」（農林水産省、経済産業省）において、「農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進等」の推進のために、「両省の所管する施策の相乗効果発現のため、相談窓口等での両省施策の相互紹介等地方局段階での連携を強化するとともに、信用保証に係る農業信用基金協会と信用保証協会の連携強化、ABL（流動資産担保融資）の普及発展の促進等農業関連施策と中小企業関連施策の連携を推進する」ことが両省において確認されている。
- なお、農林水産省の「平成18年度知識集約型産業創造対策事業事業評価一覧表」において、「動物担保等を活用した畜産経営における適切な資金調達方法の調査・検討」では、「報告書の内容については、当初、競争関係にある金融機関（農協系、政府系、都市銀行、地方銀行等）は独自の情報を提供するには抵抗があるものと想定していたが、動産担保融資（ABL）への畜産農家の期待、畜産農家が置かれている厳しい状況に対する理解を得ることができ、共通の課題を早急に解決しようという気運を高めることができた。これにより、各金融機関の有する情報を広く共有化できるという当初計画以上の成果を得ることができた。」

- とされており、競争関係にある金融機関の有する情報を共有化できる成果があったという指摘は興味深い。[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/t\\_zigyo\\_hyouka/pdf/nou\\_syoku\\_kekka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_zigyo_hyouka/pdf/nou_syoku_kekka.pdf) 参照。
- (14) 金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に関しては、平成24年11月に最新版が公表されている。
- (15) 金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」（平成19年2月16日付）171頁。なお、この基準は最新版においても継承されている。詳細には、金融庁「A B L（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」（平成25年2月5日）参照。このほか、金融庁検査局「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（F A Q）別編《A B L編》」（平成25年2月5日）も参照。
- (16) 企業法制研究会「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書～『不動産担保』から『事業の収益性に着目した資金調達』へ～」（平成15年1月）参照。
- (17) A B L研究会「A B L (Asset Based Lending) 研究会報告書」（平成18年3月）参照。
- (18) 株式会社野村総合研究所「動産・債権等の活用による資金調達手段～A B L (Asset Based Lending) ～テキスト 一般編」（平成18年3月）、同「動産・債権等の活用による資金調達手段～A B L (Asset Based Lending) ～テキスト 金融実務編」（平成18年3月）。参照。
- (19) 経済産業政策局産業資金課「動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書（平成20年4月30日）。<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004471/report01.html> に掲載の各資料参照。
- (20) 株式会社野村総合研究所（経済産業省平成19年度動産・債権担保融資（ABL）インフラ整備調査委託事業）「動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書（ガイドライン編）参照。
- (21) 経済産業政策局産業資金課（経済産業省平成20年度A B Lインフラ整備調査委託事業）「A B Lの普及・活用に関する調査研究」報告書（株式会社野村総合研究所、平成21年3月）。
- (22) 経済産業政策局産業資金課（平成21年度経済産業省A B Lインフラ整備調査委託事業）「A B Lの普及・活用に関する調査研究」報告書（株式会社野村総合研究所、平成22年2月）参照。
- (23) <http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/abl/index.html> 参照。このほか、注13参照。
- (24) 我妻榮『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、1968年）664頁。
- (25) なお、動産譲渡登記を行っても、それ以前に具備された「占有改定」があれば、優先されない。対抗要件としては、不十分といわれるところである。このほか、森田修「動産譲渡登記制度とA B Lの課題」ジュリスト1414号（2011年）84頁参照。
- (26) 池田真朗・前掲書71頁以下参照。
- (27) 池田真朗・前掲書264頁以下参照。
- (28) 池田真朗・太田稔『解説電子記録債権法』（弘文堂、2010年）27頁以下参照。
- (29) <http://abl-j.jp/kyoukai-gaiyou.html> 参照。
- (30) 林陽哲「A B L研究会報告書の概要とA B L協会設立」事業再生機構編・前掲書42頁以下。
- (31) <http://abl-j.jp/2012-02-28-03-03-51.html> 参照。
- (32) 金城亜紀・前掲書27頁は「至れり尽くせり」で推進されたと評している。
- (33) 例えば、横浜市信用保証制度（A B L保証）については、<http://www.simpo-yokohama.or.jp/seido/abl.html> 参照。鈴木紀之「東京都における流動資産担保融資（A B L）の取組み」N B L 867号（2007年）4頁も参照。
- (34) わが国においては、売掛債権には、多くの場合、譲渡禁止特約が付されており、そのままでは担保化することが困難である。同特約を解除するためには、売主（債権者）が買主（債務者）の承諾を得る必要がある。しかし、元請・下請関係においては、売主（下請け企業）が買主（元請け企業）を相手に交渉することは実際には難しい。このような交渉をすること自体によって、売主（下請け企業）の信用が低下するのではないかという懸念が根強いところである。
- (35) [http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2012/k120313a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2012/k120313a.pdf) 参照。
- (36) 日本銀行金融機構局・前掲論文2頁以下に負っている。
- (37) 中村廉平「商工中金のスキーム」事業再生機構編『A B Lの理論と実務』（商事法務、2007年）114頁を参考に作成。
- (38) 日本銀行金融機構局・前掲論文3頁参照。
- (39) 日本では、再建型法的整理手続きである民事再

生法等の手続き申立後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスと総称している。アメリカでは、連邦破産法の適用を受け、破綻後も経営陣がとどまる形の企業(debtor in possession)への運転資金を融資することを意味したことによる。日本政策投資銀行では、DIPファイナンスを「アーリーステージ」と「レイターステージ」に区分し、前者では一時的な運転資金の融資を、後者では、再建に必要な設備資金等の融資を行うものとしている。<http://www.dbj.jp/service/finance/dip/>参照。

このほか、森田修・前掲書168頁の「DIPファイナンスによる集合動産譲渡担保」についての事例等参照。

- (40) 日本銀行金融機構局・前掲論文3頁参照。
- (41) 蓑毛良和「事業再生を目指す債務者側からみたABLのメリットと問題点」事業再生研究機構編・前掲書230頁以下。
- (42) 経済産業省・平成24年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「動産・債権担保融資(Asset-based Lending: ABL)普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成25年2月)13頁。
- (43) 日本銀行金融機構局・前掲論文3頁。
- (44) 日本銀行金融機構局・前掲論文1頁。
- (45) 日本銀行金融機構局・前掲論文2頁。
- (46) 日本銀行金融機構局・前掲論文4頁の「図表7」参照。
- (47) 日本銀行金融機構局・前掲論文4頁の「図表8」参照。
- (48) <http://www.shokochukin.co.jp/finance/case/abl.html>参照。
- (49) 中村廉平「商工中金のスキーム」事業再生研究機構編・前掲書115頁参照。
- (50) 中村廉平「商工中金のスキーム」事業再生研究機構編・前掲書117頁参照。
- (51) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(平成21年11月30日成立、法律第96号)
- (52) 池田真朗・前掲「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題:新しい担保概念の認知に向けて」『伊藤進先生古稀記念論文集』担保制度の現代的展開(日本評論社、2006年)275頁。
- (53) 蓑毛良和「事業再生を目指す債務者側からみたABLのメリットと問題点」前掲・『ABLの理

論と実務』(商事法務、2007年)第8章参照。

- (54) 最大判平11・11・24民集53巻8号1899頁。
- (55) 森田修「ABLの契約構造:在庫担保取引のグランドデザイン」金融法務事情1959号(2012年)34頁。
- (56) 最一判平18・7・20民集60巻6号2499頁(集合動産譲渡担保ケース)、最一判平19・2・15民集61巻1号243頁(集合債権譲渡担保ケース)。